資料１　別図

生活保護業務に係る訪問支援・ケース台帳管理システム等の構築について

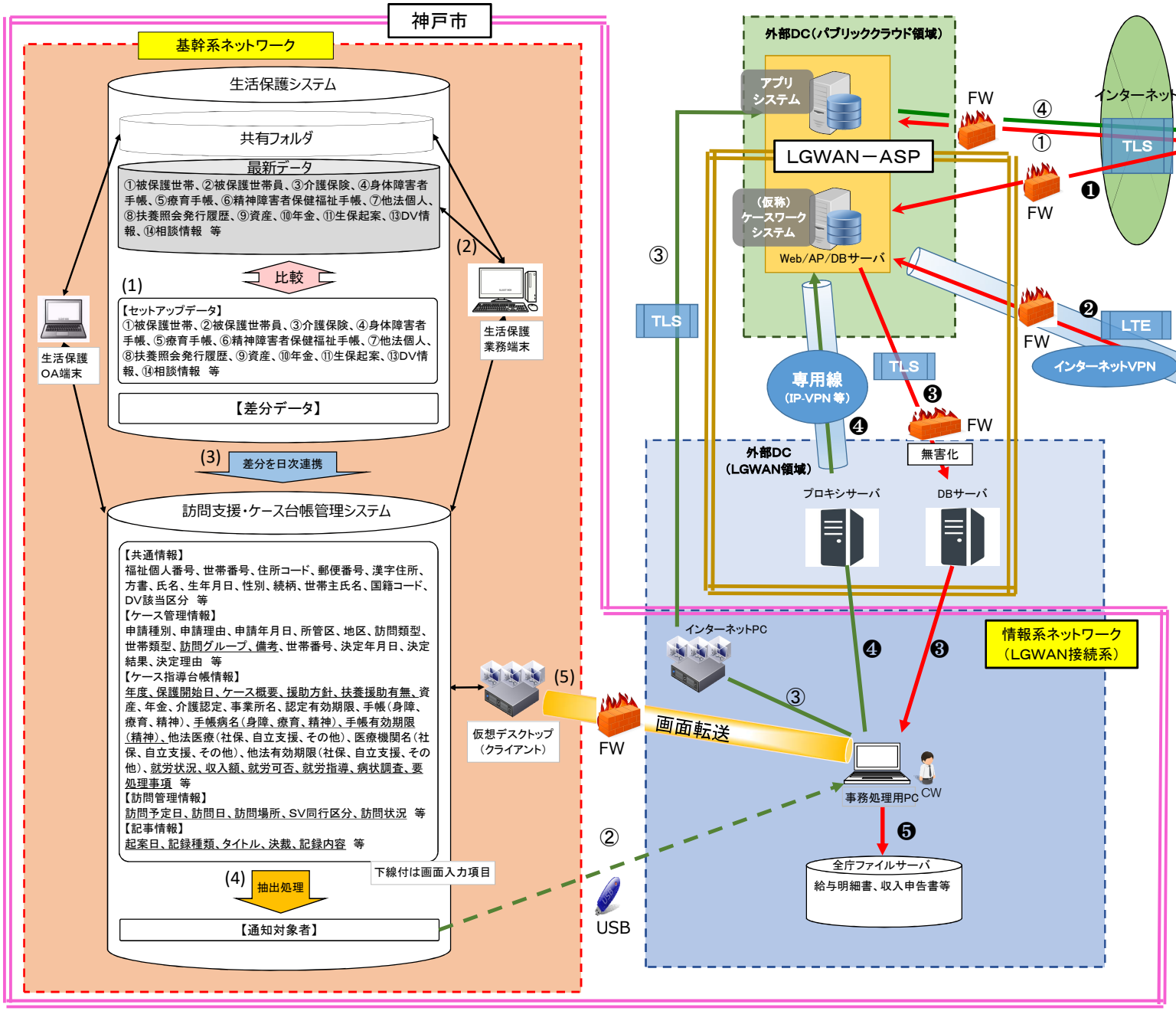

【凡例】
(1)～(5)：訪問支援・ケース台帳管理システムの処理
(1)：当初の被保護世帯等情報をセットアップ
(2)：日常業務で異動情報をシステム入力
(3)：セットアップデータと異動情報の差分を訪問支援・ケース台帳管理システムと日次連携
(4)：訪問、給与明細書等の資料提出が必要な対象者を抽出
(5)：CWが事務処理用PCで訪問支援・ケース台帳管理システム上のデータを確認、修正

【凡例】
❶～❹：（仮称）ケースワークシステムの処理
❶：収入申告書、一時扶助申請書等の申請にあたり、氏名・住所・生年月日・性別・連絡先・申請（届出）事項をフォーマットに入力し、Ｗｅｂサイトから送信
❷：世帯番号，給与明細書・身障手帳等の写真，世帯に関するメモを専用タブレット端末上のテンプレートに入力し、Ｗｅｂサイトから送信
❸：専用タブレット端末又は被保護者等のスマホからの受信データをダウンロード
❹：被保護者等のデータをサーバに登録、更新等する
❺：必要に応じて全庁ファイルサーバに保存

①～④：アプリシステムの処理
①：アプリサーバに対象者がIDを登録
②：訪問支援・ケース台帳管理システムから通知対象者を抽出し媒体で事務処理用PCに連携
③：ＣＷがインターネットPCで訪問日程等の情報をアプリシステムに送信
④：被保護者等へ市のアプリシステムから通知